

## 適合証明申請添付書類一覧

小川町都市政策課 開発建築担当

令和7年12月1日

### 適合証明【法第29条第1項第3号該当／公共・公益施設／第34条の2に基づく協議以外のもの】

#### 都市計画法施行規則第60条関係

提出部数：2部(正本1部、副本1部)

No.	添付書類等	備考	チェック
1	開発行為又は建築等に関する証明交付申請書	小川町都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則 様式第26号	
2	委任状	申請者の委任を受けて代理者が行う場合。①代理者の資格 ②住所 ③電話及びFAX番号等を記載すること。	
3	法人登記事項証明書	申請者が法人の場合	
4	①理由書 ②事業計画書 ③公共・公益施設であることを証する書面	①施設管理条例・規則 ②議会議事録の写し ③予算書 ④根拠法令 ⑤事業認可書の写し ⑥補助金交付決定通知書の写し ⑦定款等	
5	土地登記事項証明書	申請日以前6か月以内に交付されたもの	
6	農振農用地区域除外証明書	申請地の地目が田又は畑の場合	
7	都市計画図(申請地位置図)	①方位 ②縮尺 ③位置を明記(朱書き)	
8	位置図(案内図)	①方位 ②縮尺 ③位置を明記(朱書き)	
9	公図の写し	①方位 ②縮尺 ③申請地及び隣接地の地番・地目を記入 ④区域朱線囲み	
10	現況写真(全景2方向以上)	①道路を入れて撮影 ②区域朱線囲み ③写真番号・撮影方向を土地利用計画図に記入	
11	求積図(実測)	①面積(小数点第2位) ②全ての辺長を記入(mmまで) ③縮尺等を記入	
12	土地利用計画図(※建築物等の配置図等他の図面を兼ねる場合は当該図面名を併記)	①道路(ア幅員 イ道路番号 ウ建築基準法第42条該当号) ②全ての辺長を記入(mmまで) ③既存・計画建築物等の位置・用途・建築面積・延床面積(全ての建築物)、境界線からの距離及び建築物間の離隔距離を明記 ④給水施設 ⑤排水施設(ア種類 イ寸法 ウ流水方向 エ放流先の名称を記入) ⑥排水系統ごとに着色	
13	建築物の配置図(※土地利用計画図を兼ねない場合)	①道路(ア幅員 イ道路番号 ウ建築基準法第42条該当号) ②全ての辺長を記入(mmまで) ③既存・計画建築物等の位置・用途・建築面積・延床面積(全ての建築物)、境界線からの距離及び建築物間の離隔距離を明記 ④除却建築物等の位置は破線等で明示 ⑤排水施設(ア種類 イ寸法 ウ流水方向 エ放流先の名称を記入) ⑥排水系統ごとに着色 ⑦建築規制の内容及び位置等を記入	
13	①造成計画平面図(BMを明示) ②造成計画縦横断面図	①申請地及び隣接地の現況・計画地盤高 ②断面位置 ③切土・盛土高 ④着色(盛土は茶、切土は黄) ⑤擁壁の種類等を記入	
14	擁壁の構造図	①種類 ②寸法 ③使用材料 ④配筋サイズ・ピッチ ⑤縮尺等記入	
15	軟弱地盤対策工事施工計画書	①軟弱地盤の場合に添付 ②軟弱地盤調査報告書も添付	
16	排水(油水分離槽を含む)施設の構造図	①施設の種類 ②寸法 ③使用材料等記入	
17	雨水処理計算書(500㎡以上)	①必要となる処理量 ②施設の処理能力の根拠を明示すること	
18	建築物平面図(各階別)	①縮尺 ②建築面積 ③各階床面積及び延床面積 ④建ぺい率及び容積率 ⑤建築規制の内容及び位置 ⑥設計者の資格の表示及び記名	
19	建築物立面図(2方向以上)	①縮尺 ②建築物の最高高さ ③建築規制の内容及び位置 ④設計者の資格の表示及び記名	
20	放流許可書・道水路占用許可等の写し	道水路管理者・水利権者の放流・占用許可等が必要な場合	
21	道路工事施工承認書等の写し	道路管理者の施工承認が必要な場合	
22	その他許可権者が必要と認める書類		

図面の縮尺など添付図書については、埼玉県発行「開発許可制度の解説(令和6年10月版)」開発許可申請書等の作成及び手続(P392～)に基づき作成すること。

●申請書の様式は、小川町都市政策課のHPからダウンロードすることができます。(小川町HP⇒くらし・手続き⇒住まい⇒開発・建築⇒開発許可⇒開発許可制度⇒申請書の様式)

●県庁HP(くらし・環境⇒まちづくり⇒開発許可⇒開発許可制度の解説(令和6年10月版))

※全ての図面について設計者が署名又は記名し、区域を朱線で囲むこと。

※この証明は、建築確認申請の添付資料として審査機関が提出を求めるものです。

※証明書交付後における記載内容及び書類の訂正はできません。再申請になりますので、注意してください。